

負担限度額認定について

※負担限度額認定の制度が令和3年8月から変更となります

○変更後の要件については、以下のとおりです（3つの要件すべてに該当する方が対象）

- ①市民税非課税世帯である
- ②配偶者も市民税非課税である（配偶者がいる方のみ）
- ③預貯金等が、
 - ・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者（第1段階）
⇒**単身 1,000万円、本人・配偶者 2,000万円以下**である
 - ・本人の年金収入等が80万円以下の人（第2段階）
⇒**単身 650万円、本人・配偶者 1,650万円以下**である
 - ・本人の年金収入等が80万円超120万円以下の人（第3段階①）
⇒**単身 550万円、本人・配偶者 1,550万円以下**である
 - ・本人の年金収入等が120万円超の人（第3段階②）
⇒**単身 500万円、本人・配偶者 1,500万円以下**である

※ 配偶者とは、世帯分離をしている場合や婚姻届を提出していない事実婚も含みますが、行方不明、DV防止法に基づく暴力があった場合は除きます。

○利用者負担段階（認定対象となる方は、以下の表に基づいて利用者負担段階が決定されます。）

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護受給者／市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	市民税世帯非課税であって、「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」と「非課税年金収入額」の合計額が年額80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階	市民税世帯非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人（令和3年7月まで）	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	第3段階① 市民税世帯非課税であって、「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」と「非課税年金収入額」の合計額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 市民税世帯非課税であって、「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」と「非課税年金収入額」の合計額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額になります。

※非課税年金とは、遺族年金・障害年金を指し、具体的には年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば、「寡婦」「母子」「かん夫」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。負担限度額では、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除前）から10万円を控除した金額を用います。

○提出書類（必須）

・介護保険負担限度額認定申請書（同意書）

申請書（表面）、同意書（裏面）を記入・捺印してください。

・預貯金等が分かるものの写し

申請に当たっては下記の表を参考に、通帳等の写しを添付してください。

※複数ある場合は全ての写しを添付してください。

※残高の日付は、申請日の直近2か月以内でお願いします。

種類	提出書類
預貯金（普通・定期）	① 通帳の最新口座残高 ② 金融機関名・支店名・口座名義人 以上が確認できるページの写し ※年金が入金されている通帳に関しては、年金の入金が確認できるページの写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書・残高証明書

◎預貯金等の申告の内容等について、必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行うこともありますので、同意書の記入も合わせてお願いします。

◎虚偽の申告により不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金を返還していただきます。また、誤申告の場合にも、それまでに受けた負担軽減額を返還していただきます。